第5章 基本的な方針を踏まえた施設整備の水準等

5-1 改修等の整備水準

対象施設すべての建物について、築年数が 30 年以上経過しているため、施設のあり方の検討を行い実情に応じた修繕・改修を実施していきます。施設の劣化状況や基本的な方針を踏まえた整備水準を設定します。以下、各施設の現時点での整備水準になります。

図表 5-1 各部位の整備内容

項目	整備内容		
外部仕上げ	・屋根、屋上の適宜修繕・改修 ・外壁の補修・再塗装 ・外部開口部の更新及び塗装		
内部仕上げ	・アリーナ床の更新、壁の適宜修繕 ・道場床・壁の更新		
電気設備	・照明の LED 化 ・館内照明の適宜修繕		
給排水設備	・給排水管の更新 ・浄化槽の更新		
空調設備	・ボイラー修繕・空調機器の適宜修繕		

5-2 維持管理の項目・手法等

図表 5-2 スポーツ・レクリエーション系施設 各種点検実施表

調査主体	調査者	点検種別	実施時期	点検内容
施設管理	専門業者	建築基準法第 12 条に基づく 定期点検	・建築物の敷地・ 構造は 3 年以内 ごと ・特定建築設備 (昇降機、その 他)は 1 年以内 ごと	・敷地、建築構造、建築仕上げ、防火区画、建築設備などの損傷、腐食その他の劣化状況
		各種設備等の 法定点検	·各月	・受変電設備 ・浄化槽設備等
			·年2回	·消防用設備
		各種設備の 自主点検	·年2回	・自動ドア保守点検・非常用自家発電機保守点検・体育館監視装置保守点検・非常放送設備等保守点検・空調機器清掃点検
	施設管理担当課職員	現地調査	·年1回	・施設の劣化状況の把握等・マネジメントシステムへの入力
			・日常	・日常的な設備の点検